

介護保険制度改正について（平成27年8月施行分）

高齢化の進展に伴い、今後さらに介護費用の増加が見込まれる中で、介護保険制度を持続可能なものとするため、平成27年度に介護保険制度の改正が行われた。この改正では、高齢者世代内での負担の公平化を図る観点から、利用者負担の見直しなどが盛り込まれており、平成27年8月からの主な改正内容は下記のとおりである。

記

1 一定以上所得者の利用者負担割合の見直しについて

(1) 概要

介護保険サービスを利用する場合は、サービスに要する費用の一定割合を利用者が負担することとなっている。この利用者負担割合は、平成12年の介護保険制度創設以来、所得に関わらず一律に費用の1割となっているが、制度改正により、一定以上所得のある者については2割負担となる。

2割負担となるのは、基準以上の所得を有する被保険者本人のみである。また、第2号被保険者は所得の大小にかかわらず全て1割負担となる。

(2) 対象者

65歳以上で、本人の合計所得金額（※1）が160万円以上（単身で年金収入のみの場合、収入280万円以上）の者。

ただし、合計所得金額が160万円以上であっても、世帯の65歳以上の者の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が単身で280万円、2人以上世帯で346万円に満たない場合は1割負担とする。

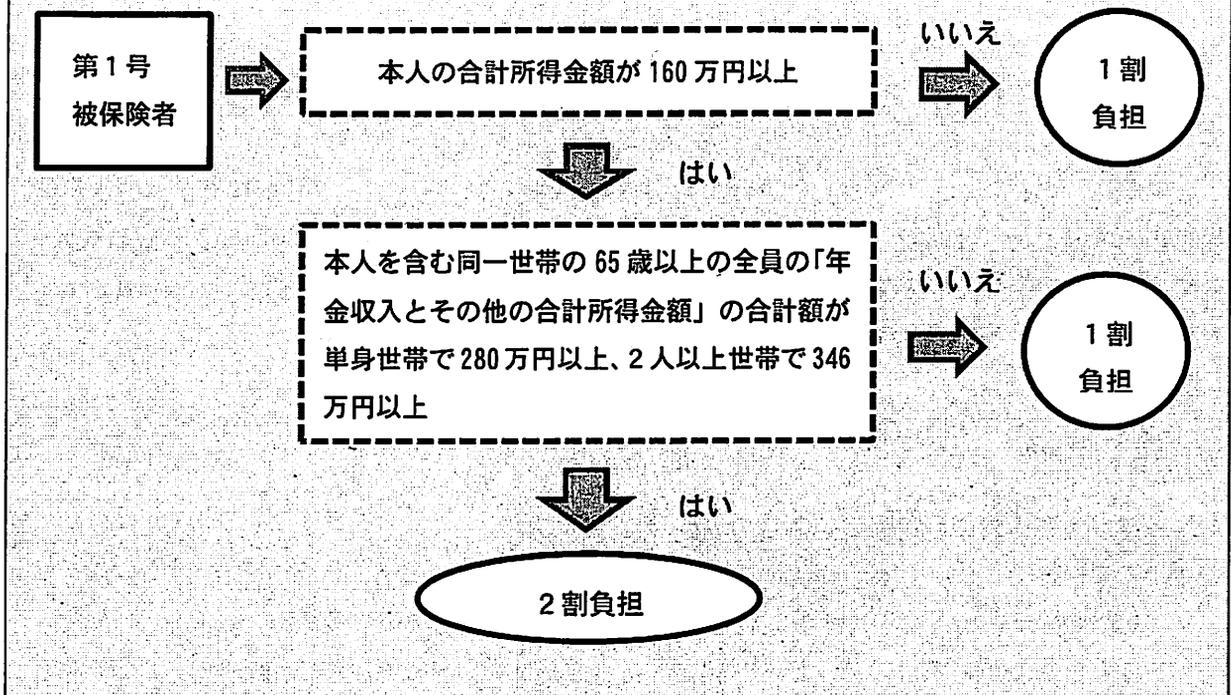
1号 54000円
2号 11000円
3号 2500円

(3) 実施時期

平成27年8月の介護保険サービス利用分から適用する。

（※1）合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等をする前の所得金額をいう。

利用者負担割合の判定



(4) 負担割合証の交付

被保険者の負担割合を示す証明書として「介護保険負担割合証」を交付する。交付対象は要介護（要支援）認定を受けている者全員で、第2号被保険者にも交付する。

区では、適用期間が平成27年8月1日以降の負担割合証を、7月中旬以降に被保険者に対して交付する。

介護保険サービスを利用するときは、この負担割合証と介護保険被保険者証の両方を提示することとなる。

介護保険負担割合証			
交付年月日			
被 保 険 者	番 号		
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	性別	
利用者負担の割合	適 用 期 間		
別	開始年月日	終了年月日	
別	開始年月日	終了年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	1 3 1 1 0 2	公 印 目黒区	

2 高額介護サービス費の見直し → 170万円以上の高額医療費控除の世帯基準

(1) 概要

介護保険サービスを利用する場合に支払う利用者負担には、月々の負担の上限額が設定されており、同じ月に利用した利用者負担額が一定額を超えたときは、「高額介護サービス費」として所得区分ごとの基準額を超えた分が払い戻される。制度改正により、この所得区分に「現役並み所得者（※2）がいる世帯」が新設され、新しい基準額は44,400円となる。

★高額介護サービス費基準額（網掛け部分が新設）

所得区分	基準額	
	平成27年7月まで	平成27年8月から
住民税課税世帯（現役並み所得者）	世帯で37,200円	世帯で44,400円
住民税課税世帯（一般）		世帯で37,200円
住民税非課税世帯	世帯で24,600円	変更なし
・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金受給者	個人で15,000円	
生活保護世帯	個人で15,000円	

（※2）現役並み所得者とは、65歳以上で課税所得が145万円以上の者をいう。

ただし、同一世帯内の65歳以上の者の収入額の合計が単身世帯で383万円未満、2人以上世帯で520万円未満の場合は、申請により基準額を「一般」とする。

(2) 実施時期

平成27年8月の介護保険サービス利用分から適用する。

(3) 高額介護サービス費算定基準変更申請の勧奨

高額介護サービス費の基準額を課税所得をもとに判定した結果44,400円となった世帯のうち、収入状況により「一般」（37,200円）となる可能性のある世帯を対象に、6月下旬より算定基準変更申請の勧奨を行う。

3 特定入所者介護（予防）サービス費の見直し（補足給付の見直し）

(1) 概要

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの入所者や短期入所の利用者の居住費及び食費については、利用者負担が原則だが、世帯全員が住民税非課税の者については、利用者からの申請に基づき区が認定をして、これらの費用を軽減している。制度改正により、平成27年8月1日の認定期間から、認定要件に新たに対象者の資産などが加えられる。

(2) 認定要件

次の全てを満たしている場合に認定の該当となる。

ア 住民税非課税世帯であること。

イ 世帯分離をしている配偶者がいる場合、その配偶者も住民税非課税であること。

ウ 預貯金等の資産の額が単身の場合1,000万円以下、配偶者がいる場合、合算で2,000万円以下であること。

*イとウが新たな要件として加わった。

。通帳のコピー
なして確認
。不動産は対象外。

(3) 実施時期

平成27年8月1日の認定期間から適用する。

4 介護老人福祉施設の多床室における居住費負担の見直し

(1) 概要

介護老人福祉施設の多床室（相部屋）の居住費のうち光熱水費相当分については入所者（短期入所者含む）の利用者負担となっているが、室料相当分については介護保険の給付対象で利用者負担の対象外となっている。制度改正により、以下の表のとおり変更となる。

★多床室における居住費及び食費の負担（網掛け部分が変更）

		利用者負担	
		改正前	改正後
居住費	光熱水費相当分	有	有
	室料相当分	無	<u>有</u>
食費		有	有

室料相当分の負担も求められ、基準費用額が変更になる。

(2) 対象者

補足給付を受けていない者（住民税課税世帯又は一定の資産を有する者）。なお、補足給付を受けている者（世帯全員が住民税非課税で一定の資産を有しない者）については変更はない。

(3) 実施時期

平成27年8月1日の居住費から適用する。

(4) 基準費用額の変更

平成27年7月まで 1日当たり370円

平成27年8月以降 1日当たり840円

（具体的な額は本人と施設との契約により定まる。）

以 上

14100円/月